

申請者:石原 裕也

論文題目 わが国会計原則及び米国会計原則の会計思考に関する研究
—収益費用アプローチと資産負債アプローチ—

審査員 安藤 英義
尾畑 裕
佐々木隆志

本論文は、わが国『企業会計原則』における会計思考の淵源を明らかにすることを最終的な目的とするものである。『企業会計原則』の源流は、一般には「S.H.Mの会計原則一覧」をはじめとするアメリカの会計諸原則にあるとされているが、本論文において筆者は、その定説の妥当性を検証するため、1930年代から1950年代にかけてのアメリカ諸会計原則に内在する会計思考を丹念に検討・整理した。そして、わが国『企業会計原則』の会計思考をも検討・整理した上で、従来定説とは異なる以下のような結論を導き出している。すなわち、わが国『企業会計原則』とは、昭和9年の『商工省財務諸表準則』にあった会計思考を受け皿とし、アメリカ本国では会計原則にほとんど取り入れられることのなかったW.A.PatonおよびA.C.Littletonら、アメリカ人会計学者の会計理論を取り入れて成立しているものである、と。

本論文の評価できる点としては、次の3点を挙げることができる。まず第1に、20世紀中葉の数多くのアメリカ会計原則を資料として整理し、それぞれの会計思考並びにそれらの流れをまとめた点である。過去に、この種の分析が体系的に行われたことはなく、貴重な作業といえる。第2に、収益費用アプローチ・資産負債アプローチという二つの会計観を分析視点とし、分析対象としたアメリカの会計原則、会計学説、日本の会計原則を、統一的な観点から分類・検討した点が挙げられる。第3には、脚光を浴びながらも、アメリカにおいては現実の会計原則に取り入れられることのなかった会計理論が、日本において50年の長きにわたり、会計実務を支配しているというユニークな結論を提示した点が挙げられよう。

しかしながら、本論文には次のような問題点がある。第1に、冗長気味であり、同じ内容が繰り返して記述されている点である。第2に、主張を展開する上で必要不可欠とはいえないような記述が散見され、研究した内容をすべて論文に盛り込もうとして、結論には不必要な文章が多くなってしまっている点が挙げられる。あえて切るという作業がもう少し必要である。第3には、若干の概念と論理において、やや曖昧な点があることが挙げられる。たとえば論理展開の作業においては、異なる結論になり得る場合がないわけではなかった。

以上のような課題点・問題点も残されているが、全体として本論文は、これらを補ってあまりある優れた内容を有している。よって、審査員一同は、所定の試験結果をあわせ考慮して、本論文の筆者が一橋大学学位規則第4条1項の規定により一橋大学博士(商学)の学位を受けるに値するものと判断する。